

令和6（2024）年度

那須塩原市次世代農業チャレンジ事業補助金公募要領

1 事業の概要

農業の担い手を巡っては、高齢化と後継者不足などに伴う加速度的な減少等の課題が多く、また、生産現場においては気候変動による農作物への影響が発生しつつあります。

こうした状況に対し、本市の持続可能な農業の推進を図るため、農作業の省力化や軽減化、収益性の高い作物の新規導入、本市地域における気候変動への対応にも資する新たな取組などを意欲的に行う市内農業者に対し、その取組に必要な経費の一部を補助します。

2 募集期間

令和6（2024）年4月19日（金）から5月31日（金）まで 農務畜産課必着

- ▶ 応募申請書等の提出前に、担当へ相談していただくことをお勧めします。
- ▶ 応募申請書等は直接窓口又は郵送にて提出してください。

3 補助対象者の要件

補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、販売を目的に農業を営むもしくは営もうとする個人又は法人とし、次の各号のいずれにも該当する者となります。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所の所在地を有する者
ただし、集落営農組織である場合は、当該集落営農組織の代表者が市内に住所を有するものに限る。
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 次のア又はイのいずれかに該当する者
ア 販売を目的に農業を営む個人又は法人
イ 事業完了日までに認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた個人または法人をいう。）に認定された者

4 対象事業の内容と補助金の額

【共通事項】

- 1 2つの部門のうち、ア～ウのいずれかの取組内容に対して補助します。
- 2 補助金の交付は、年度に関係なく、1補助対象者につき1回限りとします。
- 3 補助金の額は、予算の範囲内において、それぞれ次のとおりとなります。
ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとします。

部 門	取組内容（ア～ウのいずれか）	額
(1) 技術革新部門	<p>ア 農作業の省力化や農畜産物の品質向上に資する農業用機械又は設備（以下「農業用機械」という。）や農業技術の導入</p> <p>イ 省エネルギー効果が高い農業用機械や温室効果ガスの削減に寄与する農業技術の導入</p> <p>ウ 新たな農業技術の導入（ア又はイに該当するものを除く。）</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>上限200万円</p>
(2) 小さなチャレンジ部門	<p>ア 新たな品目（那須塩原市園芸作物生産振興事業補助金交付要綱（平成30年那須塩原市告示第68号。以下「園芸作物交付要綱」という。）に定める園芸作物に限る。）の導入</p> <p>イ 販売に関する新たな取組</p> <p>ウ 新たに国のスマート農業技術カタログ等に掲載されている技術の導入により、農作業の省力化を図る取組</p>	<p>補助対象経費の合計上限10万円</p> <p>※ 農業用機械及び設備等については、那須塩原市園芸作物生産振興事業補助金の交付決定を受けているものは対象外とする。</p>

【補足説明】

- ・小さなチャレンジ部門 ア 新たな品目・・・園芸作物交付要綱に定める作物
⇒ うど、トマト、にら、春菊、きゅうり、いちご、キャベツ、ねぎ、ブロッコリー、なす、かぶ、大根、アスパラガス、ほうれん草、りんご、梨及び花き など

5 補助対象経費

補助対象経費	内 容
農業用機械及び設備の購入費	<p>補助対象事業の実施に必要な機械、設備等の購入に要する経費であって、次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>(1) 農業用機械、装置、器具、備品、ソフトウェア等の購入に要する経費であること。ただし、既存の機械、設備等の取替更新に係るものを除く。</p> <p>(2) 前項の経費は、運送、設置等に要する費用を含むものとする。</p> <p>(3) 対象事業の目的以外の用途で使用するおそれがある汎用性の高い機器（車両、パソコン、スマートフォン、タブレット端末、周辺機器やハードディスク、ネットワーク機器（LAN、Wifi等の接続機器をいう。）、サーバー等）の購入に係る費用及び消耗品費は補助対象経費としない。</p> <p>(4) 中古品の購入に係る費用は、法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が2年以上のあるものを購入する場合に限り、補助対象経費とする。</p>
PR活動費	補助対象事業の実施に必要な農畜産物の販売促進にむけたPR活動（展示会の出店、イベント料）、ネット販売の作成に係る経費
委託料	補助対象事業の実施に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費（自らが実行することが困難な業務に限る。）
資格取得費	産業用マルチローターオペレータ技能認定（事業遂行のために新規で農業用ドローンを導入する際に限る。）
その他【注意事項】	事業実施に直接必要となる経費が補助対象となります。汎用性の高い備品の購入、飲食費等補助対象とならない経費がありますので、事前に御相談ください。

6 応募方法

次の書類を作成し、募集期間内に添付資料を添えて提出してください。
なお、応募申請書等の提出前に、担当へ相談していただくことをお勧めします。

【提出書類】

- 1 那須塩原市次世代農業チャレンジ事業補助金応募申請書（様式第1号）
- 2 チャレンジ計画（様式第2号）
- 3 直近の市税納税証明書
- 4 応募する補助対象事業の補助対象経費の内訳が分かる書類。この場合において、当該補助対象経費に農業用機械が含まれる場合は、当該農業用機械の購入に係る書類は次に掲げるものとする。
 - ア 中古品の農業用機械の場合 価格の妥当性を証明する書類
 - イ 前号以外の場合 当該農業用機械の購入に係る2者以上の見積書
- 5 経営面積や飼養頭数が確認できる書類
- 6 直近の農業所得が確認できる書類
- 7 応募する者が認定新規就農者である場合は、青年等就農計画認定申請書。ただし、応募の際に青年等就農計画認定書が発行されていない場合は、発行後、速やかに提出するものとする。
- 8 その他、参考資料

7 審査

(1) 審査方法

本事業の採択審査は、応募者から提出された計画書等書類一式の内容により、補助対象者の要件等を確認した上で、那須塩原市次世代農業チャレンジ事業審査委員会（以下、「審査会」という。）において、(2)に定める審査基準による評価を行い、補助対象者の候補（以下、「候補者」という。）を選定します。

(2) 審査基準

- ① 本事業の趣旨（持続可能な農業の推進）及び目的（省力化、軽減化、新規作物の導入、気候変動への対応）を理解し、これらに沿った新たな取組であるか。
- ② チャレンジ計画の取組内容は、これまでのスマート農業に関する試験の結果など必要な情報を収集、研究し、先進的な取組かつ実現可能で、その効果が見込まれるものであるか。
- ③ 本事業の実施による効果により、自立的・継続的な取組への展開などの経営発展の継続性が認められるか。
- ④ 地域事情や個人の背景、本事業における意欲的な取組姿勢など見られるか。

(3) 審査について

- ① 提出されたチャレンジ計画等について、応募者の確認及び上記審査基準により書面審査及びプレゼンテーション審査（※プレゼンテーション審査は、技術革新部門のみ）を行い、審査点数の合計が最も高い者から順に予算の範囲内で候補者として選定します。
- ② 審査した結果、審査点数の合計が満点の6割に満たなかった場合は、選定の対象としません。
- ③ 審査点数の合計が同点だった場合は、直近（令和5年中）の農業所得金額の低い者を候補者として選定します。

④ 審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は受け付けしません。

(4) 審査結果の通知等

審査の結果については、全ての応募者に文書で通知します。

なお、補助金の交付決定は、別途必要な手続きを経て正式に決定します。

8 交付申請

審査結果通知により候補者となった者は、通知があった日から10日以内に那須塩原市次世代農業チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第5号）（以下、「申請書」という。）を提出してください。

何らかの理由により交付申請書の提出がなかったときは、補助金の申請を辞退したものとみなし、次順位であった者を新たに候補者とします。

9 交付決定

申請書及び添付資料について、記載内容に不備がないことを確認し、正式に受理した場合は、内容を確認し、補助金額を決定し文書にて通知します。

補助金の交付に当たって、補助対象者は、補助対象事業の完了年度から2年間は、当該事業を継続しなければなりません。

10 事業の実施

事業は、交付決定通知書を受け取った後に実施してください。

交付決定前に実施した場合は、補助の対象となりません。

また、事業内容の変更、中止を行おうとする場合には、変更承認申請が必要となりますので、事前に御相談ください。

11 補助金の交付

補助金の交付は、原則として本事業終了後の精算払い（後払いによる実績精算）とします。

12 事業の完了

(1) 事業の完了

事業が完了したときは、事業が完了した日から30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください（提出書類は返却しません。）。

- 1 次世代農業チャレンジ事業補助金実績報告書（様式第8号）
- 2 事業に係る契約書等 ※原本確認後、写しを提出
- 3 事業に係る領収書 ※原本確認後、写しを提出
- 4 成果物がある場合は、当該成果物の写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

(2) 補助金の返還等

補助対象者の要件に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき
その他要綱等に違反したときは、その申請は無効とし、補助金の全部又は一部を返還し
ていただきます。

(3) 書類の保管期間について

補助対象者は、事業の収支を明らかにした帳簿や契約書、領収書等の証拠書類を整理
し、年度終了後から5年間は保管してください。

(4) 財産の処分について

補助事業により取得した財産（農業用機械等）について、市長の承認を受けないで補
助目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。

ただし、補助金の全部に相当する額を市に返還した場合又は要綱に定める期間を経過
した場合はこの限りではありません。

1 3 補助事業の遂行状況の確認

補助対象者は、事業完了年度から2年間は、補助事業に係る効果等の確認のため、補助
事業遂行状況報告書（別記様式）及び参考資料（任意様式）を提出願います（別途通知し
ます。）。

また、事業の成果については、農政の推進に活用させていただきますので、予め御承知
おきください。

1 4 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市 産業観光部 農務畜産課担い手支援係 担当：室井、篠崎

那須塩原市役所 本庁 2階 1番窓口

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

TEL：0287-62-7032 FAX：0287-62-7223

E-mail：noumuchikusan@city.nasushiobara.tochigi.jp